

大臣許可一斉更新に係る海上

尻屋崎周辺の 操業区域見直し求め！



海上デモに向かう地元漁船

下北水産振興会（下北十七漁協）は、国が八月一日施行した大臣許可の一斉更新許可で尻屋崎周辺の沖合底引き網漁業の操業禁止区域が沖合、一から一・四海里に設定されたのに対し、八月三十一日海上抗議パレードを実施し、禁止区域の見直しを求めた。

尻屋漁港で行われた陸上での抗議集会には約二百五十人が参加。川端会長（尻屋漁協組合長）は「共同漁業権内にラインを引



陸上での抗議集会（尻屋漁港）

き資源管理をしる、調整は漁業者同士で行う等、国の考えに怒りを覚える」と挨拶。参加者が「操業禁止ラインの拡大をぬれ」などとシュプレヒコールを上げた後、漁船約二百隻が大漁旗を掲げて海上に出港し、今回設定した操業禁止ラインを一斉に航行し、国に対して抗議の姿勢を示した。

その後、九月に青森県及び県漁連へ要望書を提出し指導と協力要請を行った。